

ロシアによるウクライナへの侵略を非難し、撤収を求める決議

大分市は核兵器の廃絶と世界の恒久平和を希求し、1984（昭和59）年12月に「平和都市」とすることを宣言している。

しかし、世界を見ると局地的な紛争、内紛が絶えない現実がある。

このような中、2月21日、プーチン・ロシア大統領は、ウクライナの一部である、自称「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の「独立」を承認する大統領令に署名し、同24日、ロシアは、ウクライナへの侵略を開始し、一般市民を含め多くの死傷者が出ている。

このようなロシアの行動は、明らかにウクライナの主権及び領土を侵害し、ウクライナ国民が平和のうちに生存する権利を侵害するものであり、武力の行使を禁ずる国際法の明確な違反であり、武力による威嚇及び武力の行使を禁ずる国連憲章の重大な違反である。

力による一方的な現状変更は断じて認められない。この事態は、欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際社会の平和と秩序を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

本市議会は、ロシア軍による侵略を強く非難するとともに、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求める。また、プーチン大統領が核使用を前提とするかのような発言をしているのは言語道断であり、平和都市として強く非難する。

以上、決議する。

令和4年3月7日

大 分 市 議 会